



日本通鑑 卷之一

リ 5
9306
1



杉浦重剛富士谷孝雄辰巳小二郎
棚橋一郎坪井正五郎合著

日本通鑒

棚橋氏藏版
哲學書院發行

正誤



9208 14

杉浦重剛富士谷孝雄辰巳小二郎
 棚橋一郎坪井正五郎合著

日本通鑑

棚橋氏 藏版
 哲學書院發行

正誤

本卷中字句ノ謬誤甚タ多カリシニ校正ノ際聊カ事情アリテ疎漏ヲ極メ更ニ之ニ心附カサリシガ頃日之ヲ通讀スルニ及ンテ始テ之ヲ摘發セリ由テ左ニ其正誤ヲ掲ケ以テ購讀ノ諸氏ニ謝ス請フ之ヲ諒セヨ

- 五丁ウ 偏狹ノ偏ハ禰ノ誤
- 八 丁オ 枚舉ノ枚ハ枚ノ誤
- 全丁及四十一丁オ一班ノ班ハ班ノ誤
- 九 丁オ、ウ、大靈貴トアルハ大日靈貴ノ誤
- 全 丁ウ 諸皇族ノ皇ハ皇ノ誤
- 十五 丁オ 規模ノ摸ハ模ノ誤
- 全丁ウ及廿七丁オ宿禰ノ禰ハ禰ノ誤
- 廿四 丁オ 註「甲冑等」ヨリ然し迄ノ句ハ削除スベシ
- 廿六 丁オ 「榭ノ上ニ置キテ」トアルハ「榭ノ枝ニ挂ケテ」ノ誤
- 廿七 丁ウ 託誼ノ誼ハ宣ノ誤
- 廿八 丁オ 學藝ノ藝ハ藝ノ誤
- 三十一丁オ 「文字と」アルハ「文字と」ノ誤
- 三十三丁オ 魚肉ノ肉ヲ介ニ改ム 紀元一千三百六十年ハ三十五年ノ誤
- 全 丁ウ 果たハ將ノ誤
- 三十五丁オ 「ヒラカタクシリヘ」トアルハ「ヒラカ」タクシリヘ」ノ誤
- 袖ハ袖ノ誤



日本通鑑

棚橋氏藏版
哲學書院發行

正誤

本卷中字句ノ謬誤甚タ多カリシニ校正ノ際聊カ事情アリテ疎漏ヲ極メ更ニ之ニ心附カサリシガ頃日之ヲ通讀スルニ及ンデ始テ之ヲ摘發セリ由テ左ニ其正誤ヲ掲ケ以テ購讀ノ諸氏ニ謝ス請フ之ヲ諒セヨ

五丁ウ 偏狹ノ偏ハ禰ノ誤

八 丁オ 枚舉ノ枚ハ枚ノ誤

全丁及四十一丁オ一班ノ班ハ斑ノ誤

九 丁オウ、大靈貴トアルハ大日靈貴ノ誤

全 丁ウ 諸皇族ノ皇ハ皇ノ誤

十五 丁オ 規模ノ摸ハ模ノ誤

全丁ウ及廿七丁オ宿稱ノ稱ハ禰ノ誤

廿四 丁オ 註「甲冑等」ヨリ然し迄ノ句ハ削除スベシ

廿六 丁オ 「榭ノ上ニ置キテ」トアルハ「榭ノ枝ニ挂ケテ」ノ誤

廿七 丁ウ 託誼ノ誼ハ宣ノ誤

廿八 丁オ 學藝ノ藝ハ藝ノ誤

三十一 丁オ 「文字ど」アルハ「文字ど」ノ誤

三十三 丁オ 魚肉ノ肉ヲ介ニ改ム 紀元一千三百六十年ハ三十五年ノ誤

全 丁ウ 果たハ將ノ誤

三十五 丁オ 「ヒラカタクシリヘ」トアルハ「ヒラカ」タクシリ「ヘ」ノ誤

袖ハ袖ノ誤

四十二 丁ウ圖ノ上ハ磐黎郡本村トアル磐黎ノ上ニ備前ノ二字ヲ加フ(リ)上野那波郡トアルハ佐位郡ノ誤



00門
2308
1

六分小達之東經(東京七〇度と北十六度四十七

日本通盤

卷一

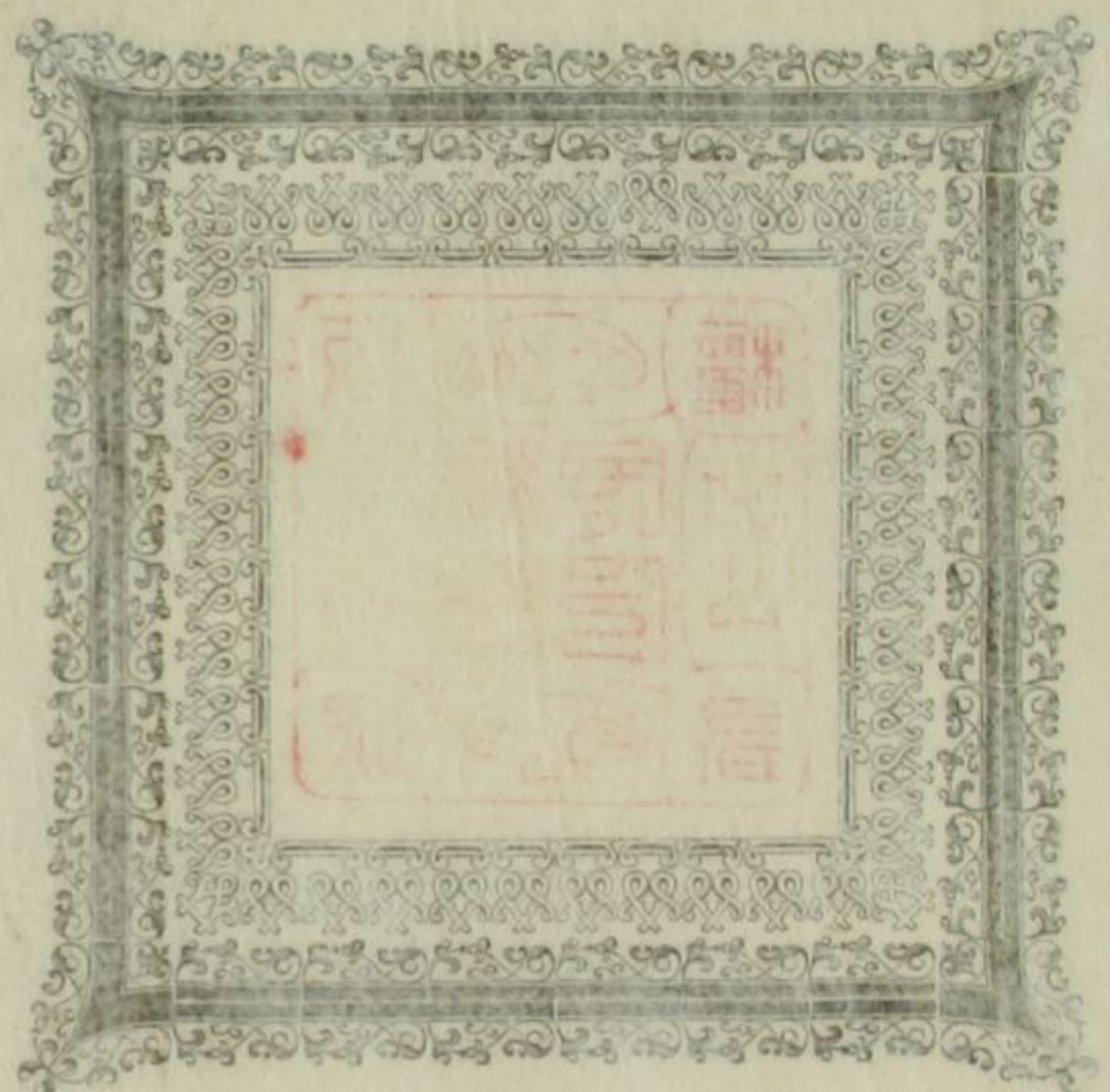


原三十三
日

41 2208

六分小達之東經

門リ6
號9306
卷1



昭
41年12月20日
原
守
三
郎
氏
贈

41 9506



日本通鑑卷一
地誌畧

日本帝國ハ位置及び形状
我日本帝國ハ亞細亞の東北ニ當リ太平洋中四
箇乃大嶋及びび許多の小嶋より成れ孤群島なり
而して其北境ハ露領カムチアツカニ接し南ハ
琉球諸嶋迄及び台湾と對し又九州の北ハ
對馬を經て朝鮮と相對し之を詳言せれば我帝
國ハ北緯廿四度六分より起り同緯度五十度五十
六分まで達し東經(東京を0度とす)十六度四十七

日本通鑑

日本通鑑 卷一
分及び西經十七度の間り位し北海道本州四國
九州及び其他五百有餘此小嶋より成る南太平
洋水面北日本海を隔て滿州朝鮮と相對せ而
る馬關と朝鮮の南岸より到るふ唯一日乃航
海城以て足れりと云

帝國乃周圍凡そ七千十三里強然也と云今火船
に乗し之を回航せば二旬を出ては而る其幅
り至りては最廣此所と雖も之城直行せば腕車
三日の程も過ぎぬ前陳四大嶋乃形状を見たり
北海道ハ其形鱗魚の如く其尾ハ青森灣と相對

志頭部より千嶋の嶋鎖カムチアツカ乃南方に
達し本州ハ之を北方と見せハく字形を云し
四國其西南より横たはり九州其南端より連る九
州乃形状も亦ハ北海道の如く琉球ハ羣嶋ハ其
位置千嶋に似たり概して之を言し本邦全體
此形状ハ千嶋及び琉球乃島鎖城以て鈎懸せり
新月形の磬と髻鬚より

山脈及び水道
我國乃山脈ハ之を大別して二流と為せを得即
ち一ハ南北走りて一ハ西南走りて

ものちり又た南北走の山脈は三類あり北海道
及び本州の東北を貫通するもの能州より紀州
へ出づるもの及び九州の中央より南北走するもの
は是れより西南北間を横断する山脈も亦二類あり
一は北海道を横断し又一は九州及び本州の
西南部並に四國を經過して山脈の接合する
所より深谷秀嶺多く又火山も富む北海道の
中部本州信飛の地九州豊後より西南境の如き即
ち是れより本邦山脈の骨組實に此の如し而して
島嶼の形状も亦此の骨組を基くもの如し故に北

海道は鱗形にして本州はく字を作し四國は西
南より長く九州は北方より廣くと雖も其長軸は南
北より位は千嶋及び琉球の群島も亦山脈の位置
を基き排列せらるるや疑ひなく
又眼を轉じて諸川の流通を考ふれば是れ亦山
脈の位置と相關係するもの蓋し主山脈に沿ふ
て流るる川の長く横脈に沿ふもの短く之
を本邦の河流も徴するも北海道の如き山脈縦
横の地は長流四方より走下るもの本州の東部の
長川は概ね南流若くは北流は北上川信濃川は

如きは是より又々大井川富士川天龍川等乃如き
ハ本州中部を横断せる山脈に沿ふる故なり短
く阿州吉野川ハ其源を四國山脈に發し居り
故に外國ハ姑く措き我國地形に基礎多し
ハ主ニ山脈なる蓋し古代文化未だ普及せ
ず人為能く天法を制し能はざる時ニ當り
ハ地形克く人の行為を制御せしや良し明か
る故に人智に發育文化の進歩を識んと欲
するものハ互く先づ地形の如何を研究し居
る而して氣候に如きハ其關係は少しとせば

氣候

我國の地勢を察するに北ハオコソク海の氷洋
に接し南ハ遠く熱帶地方に面して太平洋に接
し北方ハ日本海に面して其中央に至りて
ハ連山高く天外に聳へ夏尚雪を帯ぶるもの
至
今溫度乃一点に付て云はんハ札幌北緯四十三
度四分の溫度ハ五年を平均して四十四度過
さるる長崎(北緯三十二度四分)の溫度ハ同數年
間乃平均してハ六十度餘に及び是を以て九

州琉球等の地ありてハ棕櫚蜜柑鐵蕉仙人掌
 繁茂也と雖も東北の地福島の北に到れば竹茲
 不野生せしめて北海道に入れば松柏此類も富
 む橘子棕櫚鐵蕉椒欖等を見れば得て蓋し我
 國乃南端小笠原嶋琉球の如きハ熱帶地方に髣
 髴たるも千島に至るとハ己の寒地の情況を免
 れざるも地と云

以上述べたる所ハ即ち主なる緯度の高低に基因せ
 る寒暖の異同あり而して土地の高低より由り同緯
 度より下なる地方と雖も亦其寒暖を異にするを常

州土浦ハ信州諏訪湖と概ね緯度を同ふは然る
 而して前者はありてハ橙橘霜ふ犯されば後者は
 至るとハ堅氷湖を覆ひ夏尚鶯聲我聽くとあり
 東京の緯度の殆んど甲府此緯度と相伯仲は然
 れども兩者氣候の異なるは猶秋夏に別あり如
 如し又中國乃全體ハ東京の南方に當るあり而
 て其中部は幽谷に入れば千秋の雪を以て夏日
 乃炎熱を洗ふと我得如斯く我國の寒暖ハ地方
 由て大に異ると雖も全國平均の温度ハ概ね
 五十三八度より即ち温帯地方の温度あり而

志て之をフツガン氏乃寒暖圖に徴はるに日本
 帝國ハ七十度線及び四十度線此間より位は
 抑れ我國ハ四方海より面志其幅真極絶く偏狭亦
 るを以て海洋の遠近と至生るる氣候上乃變化
 ハ別々著明なるは雖も亦北方より北洋の寒
 潮を容るるは日本海亦至南より黒潮と称する
 太平洋の暖流と相對はるあり是を以て此兩潮
 を經過し來る風ハ寒暖此高低雨量乃多少降雪
 此淺深等ハ關係を及ぼはること蓋志少くせは
 夫れ黒潮と稱するハ赤道洋より流を來る一暖

潮ふして琉球の諸嶋を過ぎ九州乃南端より達し
 本州及び小笠原島此間を經て北洋より入るるの
 ちり函館近海に濃霧多きは此潮乃寒潮と相合
 する結果たるモ一レイ氏此海圖を視るに日本
 海より一の寒潮を畫け且即ち北洋よりベリング
 海峡を經てオコック海に入り日本海に注ぐれば
 是ちり而してブラウン氏ハ黒潮乃一脈別れと
 日本海に入りと論じり此兩潮の寒暖如何を
 志て又其相合はるる結果等ハ吾人能未だ知ら
 ざる所也至然りと雖も日本海の太平洋と至寒

我ハブツガン氏此寒暖圖を視て明あり何と
ちをバ五十度線太平洋にありてハ北緯四十度
の北に入ると雖も日本海に於てハ其南西位に
をバあり

今一陣乃疾風あり南黒潮を經過去る陸地より来
るてハ其風我受くるの地急り暖氣を増えこと皆
人の知る所たり是此風は黒潮の熱氣を吹送る
来より由ればあり而して此風陸地は寒氣に逢
るバ其色有せる水分凝結去る雨を降らし多去
東京に於てハ最冷の風を東風といふ是即ち陸風

ふして北東の寒地より吹来る為め雨乃降ると
ハ極えて稀なり
冬日亞細亞北中部ハ氣壓極高き故り風此
地より四方に流出し寒冷乾燥乃西北風と成り
日本に吹来り而して此風寒冷乾燥なるを以て
日本海を過れば水分を吸収し濕風と變て北越
地方に到るハ即ち彼地有名に大雪を降らし去り
又印度洋に一種の定風ありモンスーンと稱し
七八月の頃東南風と成りて我日本を流過る而
して此風乃来りて船舶を轉覆し家屋を破壊し

田園を荒し人畜を損し慘害を殘しと往々其を
 あり昔日元船を覆せしと蓋志此風ありて
 若し夫れ各地雨量此多少風の方向等に至りて
 ハ未だ充分の信據なきを以て姑く
 之を論及せし但前段陳述せし所より由て視るハ
 我國ハ南ハ熱帶地方ニ髣髴する氣候阿至北ハ
 寒地ノ景況あり其中央ハ天氣物産等亦至
 ハ更ニ他温帶地方ト異ふ所ありと雖も南ハ
 太平洋乃温潮あり北ハ日本海の寒潮あり冬日
 亞細亞北中部より寒風来り夏時モンスーンニ乃

東南と至流韻を有ハ實ニ我國特有の氣象と云
 ふべし

地勢の變化

前陳我國地勢及び氣候ハ古來變易せしと云
 たり之を察知せしハ蓋志史或修むる者此勤む
 べき所多し
 夫れ大地ハ泰然と動らば其形状萬古不易の如
 くありと雖も細みよ之を察し其ハ決して其然
 らざるを知る即ち支那人ハ所謂桑田變海乃
 説決志し杜撰ハ非ざる我國ニ亦此變遷地

實例少しとせば文治元年源義経乃微行志く過
 ぎ多氣安宅の關ハ海中ニ失して其跡を見ず哉
 得ば大坂市街乃大半ハ昔日河口なり志も今日
 亦ありとハ然らば東京の如きも亦然る太田道
 灌乃城跡ハ霞關近傍より當時ハ灣ヲ接近し
 て築き志も此あり今此乃如た例を披擧せハ實
 尔其幾百あるを知らざる家あり
 抑も地理哉知るハ歴史を學ハんとせば其の
 ハ極めて必用此志をたねハ茲も其一班を擧げ
 以て參考ニ供はるのみ

本紀

第一

我國上古の事之を載する乃書古記より阿ふは
 雖も皆是れ中世乃史家古來の言傳を採集志も
 する此も過ぎばして固より其正確を保る可ら
 ば然りと雖も之を措て更に據る歴代者あり暫
 らく其傳ふ所不因る其概畧を擧げん開闢
 此後數世よ志て伊邪諾伊邪冊の二神あり高天
 原と皇降りて自礙嶋ニ御し終り中國及び南海
 西海を經略し子二人あり一も大靈貴と云ひ一

日本書紀卷之十一
高天原を御を素盞男尊父神乃命伐以て大八洲
を治を御はると能ハ本是に於て蕃人皆叛志國
土分裂以尊此未り大己貴乃尊あり聰明英武り
志を漸く父祖の業を復在己ありて大靈貴神命
あま大己貴をくく國土を天孫り傳へくく天孫
瓊々岐尊日向高千穂乃峯尔降下志て天下を治
む傳へくく五世皇威漸く衰へ諸賊或ハ皇胤伐擁
し或ハ獨立して諸方り割據以神武天皇統を繼
ぐ尔及んで慨然とくく統一此志あり諸皇族と

相議至兵を牽て日向を發く曲丘筑を經く備り入
り沿道乃諸酋を降志海み航して浪速と河内
又佐加津に至り是より先き土酋長髓彦と云ふ
り乃阿至皇族饒速日命を奉志て大和にあり是
り至て皇師を逆へ撃つ皇師利阿るに皇兄五瀬
命流矢に當て薨て天皇即ち途を轉して紀伊に
至熊野り出く沿道の諸賊八十梟兄猾兄師木等
を誅し更に長髓彦を征以饒速日命頃り歸り其
子可美真手命と長髓彦を斬て来り降る是より於
て天皇終り辛酉の年を以て畿内伐平定し位り

大和橿原宮に即き從軍此諸將を部署志可美真
 手命を命して内乃物部の兵を率て皇宮を護ら
 るる急道臣命を命して久米部乃兵を率て宮門を衛
 らしめ事代主神の女を志く三種乃神器を正殿
 母奉せし天種子命天富命を命して祭祀及び朝
 政を司とらしめ天日方奇日方を申食國政大夫
 とあし珍彦を以て大和國造とあし鈕根を葛城
 此國造となし弟猶を猛田縣主とあし弟磯城を
 磯城縣主とあし其他皇師東征の時服從志多志
 諸國乃如た其部署此法今見る所ありと雖と

憶ふみ降服しつる諸酋を以て其舊土を領せし

めらしきし者ちん
 神武部署此大畧此の如志其中最と我國體に關
 志て讀者乃注目せざる可らざる点ハ事代主乃
 神の女を以て三種乃神器を正殿に奉り天富命
 天種子命二人を以て祭祀及び朝政を司らしめ
 られし一事とあし何とあしバ古代淳朴の民之
 を御するに多方を要せば其高天原乃諸神を敬
 愛するの心ありし乘志神孫も亦者善く其祖宗
 を祭り之を以て我も神孫たるの状を知らしめ

結果知るべきのみ即ち崇神天皇即位然頃も及
 んて人民漸く衣食母忙しく加ふるに饑疫ある
 了際志々盗賊大母起る不到き皇天皇の勵精求
 治よ由て治平を得多りと雖も朝貢を奉せざる
 者多く而して朝廷此事愈繁然れバ神武天皇
 以来數百年間ハ東北ハ固より西南も未だ王
 化ハ治ハばし朝貢を缺く者多し何れハ聖
 雖も聖明の君ハ敢て其民を勞志く餘裕を求
 むるを好まば良民を擾らば依母於るハ更に
 之我征伐せざるを敢り志す是に至る亦其跡を襲

ふも能ハば先づ神器を笠縫邑に遷し奉るは
 舉を以て神威の尊嚴を示志其自の服以て域
 待も進く如く夷虜乃蒙昧ふして猶ほ神威の
 畏るべきを知らざる者あり是に於て遂に大彦
 命を北陸に武渟川別を東海に吉備津彦を西海
 に道主命を丹波(中國筋を古に丹波道と云ふ)に遣はして令
 尔従ハばる者を征服せしめ次に人民の戸口を
 調らば男女を調と役とを課せざるを
 天皇在位六十八年深く心を民治に用ゐ水利を
 起志船舶を製し天下の為母成ること實に少

らば故に能く武埴安彦に叛を斃て國境を清免
 公私共み足ることとを致し我國制度乃稍々緒に
 就変し者實は天皇の時母阿蘇民深く之を敬重
 し稱して御肇國天皇と謂ふ亦多過稱にあらず
 あり

垂仁天皇位を継ぎ亦其遺志を奉て天照大神の
 廟を伊勢度會に遷し益に神威を東方に張り水
 利を起し以て灌溉の便あり民依て以て平安
 あり是より先き皇族乃崩薨に逢へば近臣之も
 殉じ乃制あり是に至て天皇其號泣の聲を聞

く之を惻に詔して之を禁じ野見宿禰土偶を製
 志以て殉とあらずんことを請ふ天皇之を嘉し定て
 永制とあり在位九十九年乃間佐穗彦乃叛あり
 と雖も天下畧々太平あり然れども我高天原
 諸神の子孫と類を異にしる者の日本國中に生
 存し其威力を有る者も亦於てハ皇室乃安康決し
 て有つ處らざるあり何となく我皇室の存
 亡の關を法所の者二何れ第一ハ則ち我日本國
 民の奉戴する三種の神器を擁護するは其權あり
 て之を名づけし神權と云ひ第二ハ則ち我國民

日本通鑑 卷一 三

ハ率者皆天照大神一族た高天原乃諸神又
ハ皇室孔子孫の云われハ皇室ハ之ヲ對して宗
家とするの資格あり之を名けテ宗家權と云ふ而
テ熊襲蝦夷其他諸土蛛の如きハ固より我と宗
教を異にし族類を異にし其者ありテ神器ヲ尊
むるを知らず衰ふをバ從ひ盛ふれば叛くを
以て常とせし景行天皇乃十二年ハ當て熊襲叛
去諸賊競ひ起る天皇親征して之を平く己身
より東夷穩らならん武内宿禰を遣は之を巡察せ
しむ二十七年熊襲再び勢を得て叛く皇子日本

武尊行て之を平く四十年東夷復叛く日本武尊
之を討ち定めて陸奥に至り吉備武彦を遣は北
越を徇るも尊英武勇敢力能く鼎を扛く故り
能く群醜を征服す夷虜の憂大なる衰へる者ハ主
母尊乃力に依りて云ふ
景行在位六十年より崩は是より先も神武崇
神を経り我國ハ規模漸く定むたりと雖ども猶
東北ハハ蝦夷あり西南ハ熊襲あり其他中國
乃各處此如きと一旦服従せざる敢て其
主代爲其民を遷せざり志を以て反復の憂

あゝを免さば成務位を繼ぐ及んで主として武
内宿禰を大臣とす之と計りて熊襲蝦夷を縮
還に乗じ更々天下を區分志山河を界志百二十
餘の國縣を分ち阡陌を隨て千二百餘の邑里城
定之山陰山陽乃二道を定置し國郡を造長を
置多縣邑を稻置を立つ是より熊襲蝦夷乃叛阿
豆即雖ども敢て復た大患を作はし能はざる
志と云ふ

成務在位六十年ありて崩じ仲哀位を繼ぐ在位
九年此間至要の二事あり一ハ大連を置て大臣

と並んて政を輔けあむ以て權力を分ち一はら
きしと是より二ハ熊襲の再叛是より是より先
も新羅熊襲を誘ふて叛を謀らし免窃の之を佐
く天皇親征して克むは次で筑紫に崩じ皇后息
長足媛喪を秘し兵を率ひて先づ新羅を征す新
羅王降を請ふ終る歳貢八十艘を約して歸り高
麗百濟も亦款を送る是より於て三韓悉く平き熊
襲戦ハたして潰ゆ是より遂に其跡を絶つと云
ふ皇后則ち梓宮を奉志し京に歸依時仲哀は
皇子鹿弭坂忍熊窃の皇后の為に所を疑ひ兵を擧

皇后則去之を討滅して政を攝は

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

文明志

制度

本邦上古の政體ハ一種他國ニ異チ家所アリク
其體裁ハ世襲乃天皇獨裁ト云ふ迄ト雖ハ天
皇ハ他國ニ皇帝ノ如ク單ニ政治上ニ主宰多法
ノトアリバ宗教上ヲ於テモ亦之ニ首領ニシ
テ神祖トシ傳ハリ當ル三種純神器ヲ奉戴志毎
事ニ必ラバ祭祀ヲ設けて以テ神祖ノ意ヲ請ヒ
然ル後ニ初メク之ヲ行ふを以テ其務トセリ古
猶夫國ノ政體ハ神示ヲ以テ萬事ヲ行ヒテ

日本通鑑

卷一

十六

史上見及多於我國上古乃政體ハ甚多之
 似也且云不可一且上古一奇と云ふ也
 ハ後世々々之習慣附きき体た違ひ力と智
 とを以て下を御せされバ到底治ハ難うり
 ハ諸皇子皆太子よして後世乃如く一人能定
 皇太子阿家ことあく天皇崩はバ諸皇子
 の中最も適當ちるもの之を継ぎし者是あり
 之尔因多々凶徒も之に抵抗するを能ハざり
 ちり然れハ我國の古ハ別々政治と云ふべ
 ともやとハあく所謂祭政一致と云ふ祭を行ふ

里川氏
 日本書紀
 二十一頁

が則ち政を行ふとあり天皇ハ神の子孫と
 して神祖を祭るを本務として神意を民に知らし
 らしめ人あは主權ハ自ら此人母歸せざるを
 得ば而して其主權を握る表として三種乃神器也
 云ふもの其手有り在り
 此の如く上古ハ單に神威を以て天下を治めら
 せしむる事とあれば更ハ煩雜な制度と云ふ事
 乃ハ古く單に天皇が神祖より受けらるる神
 意を神祖の氏子たる萬民に告げ知らしむるに必
 要なる役人を設け或ハ天皇の代りて神に給仕

此家の役人を置き別ニ亦愚昧ニシテ神意を謹
 奉せざれば輩を威服はる可足るに備を為し當る
 事ありの事ありき即ち天種子命天富命等ニ祭
 祀及び朝政を司らざると志免天日方奇日方戔
 申食國政大夫やあり可美真手命ニ内物部を率
 ひて宮殿を護衛せしめ道臣命ニ久米部を率て
 宮門を護衛せしむるが如きは是あり其内物部と
 云ひ久米部と云ふ皆兵に名あり而して大和近
 方此地ハ云ふは遠くもあり其他東征の際沿道ハ
 於て降を請ひ或ハ征服せられたる地方ニも皆

骨と云ふものをも置き之を制御せしめらるる
 骨ハ蓋し株根乃義ニシテ一族ハ根本即ち其幹
 多且長とる者を稱はる此名あり此骨を賜ひた
 りその如則ち神武ニ從て功勞ありしものあり
 之皆能く神祖の尊き所以を知りし人々たれ
 ば此の如く一地方ハ長とる子々孫々其地方
 の人民を率ふる皇室乃藩屏とありしは是れ多
 ぶあり而して此等の骨ハ皆皇室即ち中央政府
 此趣意を奉載しし働きたる者と知るべし此事
 了關し古來學者中ニ我邦建國の體裁ハ封建ハ

非僅一郡縣ありと云ふと亦阿也や余輩の當時
 時在るハ此等の事毎關してハ定規ありと雖
 然も其形より之を論ずれば寧ろ封建ありと
 云ふ説を主張するものあり何となせば當時純
 如き交通不便乃せう於てハ中央政府より吏員
 或派遣して政務を執行せしむる到底望む
 難しうはあつたとあれバ勢ひ其地方を占有せし
 舊酋長を以て其地方の舊慣に依る之れ統治せ
 ざるやあつてうは蓋し朴野に蕃族を以て一朝
 其舊習を脱却志新は一定の規律を循奉せしむ

事といふ至難者也故あり且夫は神武天皇の功
 臣よりて國造縣主を擧げられしは依る者も率ね大
 和地方の地み阿る哉見れば其他の地方ハ皇師
 亦畏き服従しきりや雖も若し其舊酋長を廢
 して新に吏を派し之を治めしむる如き事と
 あつた叛を謀るの勢あり志しきを知れづる當時
 然體裁ハ封建ありしと蓋し疑ひあるが如し
 猶之を証せんは神武以後數百年間國造縣主は
 交軼ありしと史より見れば單に其數の増加志
 たるを見れば若し國造縣主よりて郡縣時代

乃地方官と同一種のも能あらざれば數百年間
少くも二三乃交軼阿室しとの史上亦散見せざ
る處ありべし且つ又た神武以後數世もくく熊襲
と云ひ蝦夷と云ひ或ハ土蜘蛛と云ふもの、謀叛
せしむる數バ見へり若し此時に當り中央政
府より熊襲或ハ蝦夷地方に吏員を派遣せしむ
くありば之と夷族との間必ず戦闘ありし
處なり然るも史傳より一も吏員を殺害せし
むる事と或ハ賊を平けし事とを載せしむるは
其族類を統御せしむる其舊酋長より其叛は

不當てハ酋長も亦之と與一其指揮を取らば故
ち亦廢し

右に如きは有様なり神武より開化する九代五
百餘年の間に別な變革と無き一も崇神より成
務に至る四代乃間に在り稍や政治上に改革とを
稱はざるも亦何ぞ中央政府より大臣大連等
に重臣を置めしむる事ありしと云ふ者あり
れど其義の定まり多し是時より角々實際上
大臣大連を置られざるは是時より角々實際上
方より稲置等を増し古來國縣乃別を變はる國
郡縣邑の四とあり東海北陸中國西海等乃諸道

然名稱ハ隱然として成立多依との、如く殊尔
 山陽山陰の二道を定めらるる事象と云々現然と云
 る争ふ所とのさるる乃事實ちふが如く諸國能屯
 倉及び子代民を定置せしむる亦た此時代
 此事ありき然るや雖ども是簡の繁り移る單乃
 複ふ變せしむる也、制度乃大體ハ神武創業
 乃日と敢て異あふ者なきなり云々可なり
 如何とあれバ天下戡治むる乃方法に至ると
 其主要乃点と云ふべし、骨治ハ體裁ハ決し
 變するともなきを以てなり

上古施政乃法此の如く古金一也、固より法律
 等を要するともなきが自然乃勢なり、罪人を罰
 するにハ其罪を犯し多依毎に神前に於て之を
 商議し之を神意に質して後尔或ハ之を除去す此
 刑に慶志或ハ之を贖贖に罰し處在るを以て常
 也、あつたふが如く蓋志皆神代と云ふ乃遺法なり
 上古淳朴に民固より神威を畏き神の意あり
 と云ふに敢て背くも然るが如く故に法を
 然るに逆の甚きを之を殺して之を戡常やせし
 次母財政此事ハ當時に別に定まり多依規則あり

く財を要する事あれば民を以て之を貢せし
め財を要せざる事ば數年間を経るに決志之を
貢納する事を命せざる者あるん而志を皇室
に常費を蓋し皇室直隸乃民に多之を奉養せ
し者あるは此の如く母して數代に間更に變
革として無あり志有様ちり志が崇神天皇此時
に至るは天下乃人口も大に増加して從て朝廷
亦服從せざる凶徒と世に出る之を征服すれば
亦多少の費用を要する乃之あるは政府の事務
從て多端あり是亦費用に多ありは戸口

を檢閲し老少を序し始めて男子亦弓箬に貢
女子亦手末たふしに貢と云ふは此を定め課する事
也ありは蓋し弓箬乃貢と云ふは弓母に射獲たる
禽獸を貢と手末は女の造れる縮布乃類を貢
也依とありは後來之を一般乃貢物即ち米穀
等亦慣用するに到るに然れども是亦其
數を決して定まりは依といふは時宜ふ由る
處辨せらるる者乃如し其他地方乃財務も亦
中央政府に異ちるは首長に時宜ふ應し人民
亦貢賦を受け志者ちるは中央政府の必要を

感はる場合も於てハ往々之ヲ供給するを務
免多味あるを

次母上古乃兵制を如何よと云ふ尔神武天皇以
後數十代於間ハ所謂る兵を農ニ寓せしむるに
云ふべき組織乃最も純き体りのに於て事阿世が
國民悉く兵とあり事あければ國民悉く農ニ歸
其終りの多王故に禁裏ニ宿衛志を以て不測能
災母備ふる者乃外別ニ兵や云ふべき事乃なる
至た而して事阿るの時兵列をさるる當王を
天皇即ち之を首將とあり朝臣或ハ國造縣主を

一之の部將をら一免率て以て敵尔向ふを常
とて敢て全軍を擧げし將佐を委ぬ体とあるに
志が崇神天皇初めて後世四道將軍と名く
所乃者をして兵を司とて志わらざる其後母
乃稍々此の如た例も有りける如く其用るも
弓箭刀劍石槌等より甲冑等ハ更ニ之を
如く如く如く然し巴と稱す者乃弓箭附物
無く單尔壘の如た者を城くを常也せり

宗教

おとそ人間精神乃作用多味獨王有形界此之
止まらば無形界即ち幽冥界はほご其力を

及ほはるものあり例へて神なる全能力者ありと
 能無形に想像を為し如き想像心の之を宗教心
 と云ふなり故に古今苟も精神を有するもの
 皆此心ありと云ふを得べし我國人を古來神を
 するものありを信せし神といふ和語が三訓
 法が三訓のレビ乃約言といふ靈と云ふ意あり
 靈を依る者も二種あり即ち形體性質共に靈なる
 もの及び形體靈ありざるも性質靈ありもの
 是あり故に日本に神を稱するものに形體の有
 無知る所ありて性質の廣大無邊なるものあり

至又形體ハ人よ異ちるべし性質は靈妙あり
 も乃阿里大功に人物靈用の禽獸あり而して其
 中よハ為善乃神あり為惡乃神あり故に我國上
 代の人此心裏ふも畏神の心と愛神の心と相混
 合しる依るもの成持し多至然もどハ兩者乃中殊
 尔畏神の心多きは居る即ち祭祀を鄭重とす
 等多くは鬼神乃謹崇を畏も怨靈の所為を懼る
 る由ふものあり而して此神乃畏愛を能はんと
 及び祭祀乃方法等を示はるに之を神道と云ふ
 神道よありて別な因果應報等の事を説ふ

死あり

上古の葬禮は死人を遇はざる猶も活人の如く戴糴者持箒者供饌者舂米者並に死人を代言者をも要す皆喪屋に居り埋葬の時即ち悲傷の盡る多し海なきに至りて散らるる上古の人を死人の靈魂を留守とありたるは死と想像せしむるに愉快多しを亦せが靈魂の返るとも何んとも音樂戎衣を八日八夜間有り死人を代言者なり死人の代を其親戚や談話して死に乃生時を於るが如く喪居喪の期限を一定せし

或ハ天皇は喪を三年九月廿六日(綏靖)の久しに於不至るはあり又ハ葬送ハ夜に限る遷宮を於お流と同一を理由とせん而して其墳墓を築くは神靈の人を限るあり故ハ天皇崩御後御陵を築くハ天皇は神裔にして神靈有り故あり武内宿禰死して墳墓を築くより以前臣下にして墳墓を築くは例絶く史に於て見ると天皇は御陵を山形に築く其大や山は如く丘に如く平人死は其骸を地下に埋む而去る其地上に特標を設けしむる其地或は

田畝とあり、耕耘とあり、所をたふなり
 前より記し、考ふ如く、神を以て恰と有形の物か
 如く、母思考は、方ニカ、リ、占考
 (ウラナイ)等の神道は、骨髄あり、せり、其(カンガ
 、リ)をちひよむ、三人を要す、即ち神憑り、人彈琴
 能人問答、乃人是ちり、神憑り、人よ、女を用ゐ、法
 こと多し、と、蓋志、女、其心慎密、し、非常、感
 信、多し、と、乃、多し、因り、此人齋戒、志、虚心、と、ちり
 今一人、琴を彈、法、系、の時、神来、至、て、其體、憑り
 以、吉凶禍福の事、城、託、誼、以、占考、を、生、鹿、能、肩、骨

を扱、其、上、よ、刀、を、以、て、線、城、畫、し、樺、を、燃、し、之
 焼、き、其、肩、骨、能、焼、け、裂、る、能、有、様、不、由、て、占
 考、を、ち、ひ、なり

生業及び學藝

次、上古、小、於、て、人民、主、り、山、獵、河、漁、を、以、て、其
 生業、と、せ、し、と、乃、崇、神、乃、朝、尔、貢、物、能、制、を、定、免、ら
 せ、り、法、時、弓、箭、の、調、や、云、ふ、と、阿、る、能、見、り、知、る、能
 し、と、雖、と、農、事、も、亦、盛、り、行、な、れ、多、法、と、疑、ふ、べ
 し、と、何、や、ち、ひ、我國、の名、を、當時、瑞、穂、乃、國、と
 云、ひ、又、神、代、天、照、太、神、乃、御、營、田、を、素、盞、男、命、能、亂

妨せしことあり人皇時代とありとを代々の天皇
 池溝を穿つて灌溉し便ふることを數々史上に見
 え稻城やて稻を積んと城とあせはるともいふ所
 ありてはちり其耕地は如たを單に水田に之を
 らばしと畑を亦た之れありと云ふは神代も既に
 大豆小豆麥等の水田も適せざる作物は名は
 乃みありて神武純歌もみつくく久米は子ら
 り粟生ふはめとていと莖其根之莖其根芽都
 きてうととて也まん
 と云ひて畑の莖は一本生て多し成長髓彦と譬

へらと多しを見る知るべし尤も畑作は水田の
 如く盛ちりてありと云ふは其たいねのねは
 價乃義ありて古へは米を以て錢の代へた金や
 云ふ説あるよと推知するを得るあり
 上古の商業ありと云ふは率ね物と物と相
 換居る有無を通せしと云ふべし然れども稻米も
 以ねる名ありて或は之を事物交換の媒と云ふ
 事ありと云ふ若し然るは是れ太古の風哉
 離るるもとて一步ありや云ふべし
 上古工業の行はしむるの跡ありて織業の行は

色しもの乃天能織機女の名阿至織殿の稱あるを
 見て知るる其織物の單は藤葛乃糸止ま
 らざり志とを和布（よこふ）其名阿るを見く知るべし酒
 を釀は此術を知りたること素盞男命足名槌手
 名槌は命志の八汐折乃酒を釀やむるに神代
 母見一神武酒を川尔投して魚を酔わむるに
 阿り志を見れば明ぬあま家を作法依と成知
 るも海とも八尋殿等乃名阿り且つ穴居の人種
 を土蛛や稱せしを見て知るるに其他玉を磨く
 此術櫛を製はるの術鏡及び武器等を造るに

も見へるに殊に採鑛此術を得る事と刀劍
 鏡等を製はるるにて知るるに土器此製造ありと
 勿論乃事ち依づく膳器あどはは之を造る
 ことを知りし家あり如く醫術の如く殆んや之を
 ちと云ふに可なりや工業中最も大なる物を
 舟此製造と云ふ大船成も造る事と云ふ家あり如く
 音楽此事ハ古代より行われしはもの如く神
 代乃卷の天鈿女命天照太神の天窟ふ篋玉玉ひ
 志時鐸を附けしを鐸成以桶を覆して其上
 乘り踏を轟かす歌ひ舞ひしを蓋し天

照太神を窟より誘ひ出し奉る為免に造りしは
 此の古りされば亦天稚彦此死したる也其
 管絃歌舞を執行して其魂魄を再び世界に誘
 ひ歸せんと試みたること古事記に見へるは後
 世に神樂と云ふ原因せしと云ふ茲に用ゐるは
 樂器を琴及び笛なりを見へし神代亦天詔琴
 と云ふものあり如く崇神天皇此頃母鳥笛
 云ふものあり志と見へし歌を素盞男命乃
 八雲立ちの御製を以て始と云ふは其以前
 より行なはれたるは依て如何とあるは鈿女命

此條に既し歌ひ舞ふと云ひ上古の永鳴雞を集
 ると歌なりとあると云ひし歌と云ふ詞既に用
 らるる多れはあり然るは歌の書に載せられ
 るは素盞男命乃御製を以て初なり大國主神武
 天皇等乃御製多く見へるは
 此の如く歌と云ふは終に行れしと云ふは上古に於
 て其之を口傳したるなりと云ふは文字と云ふは
 更なるものなり志めば文學と稱はるるは更に見
 ること古の事なり此は日文と云ひ神代文字と云
 ふは傳ふるは終にありと雖も漢學に入るは及び

其傳播の速ありしを望之を見ると如く決
 して文字を云ふ程のも能はるなりと知れ
 たり是も厚く何とあふが若し言語を表はし
 るべからず文字乃行はるしとせば彼能解し難く讀ま
 難き漢字乃行はるしと難く厚くと思はるる
 べかり

然れども當時は人民が歌を咏むことを知る多
 程乃者ありしを數を數ふると千の位迄
 あり得たりと見え十握の劍八尺瓊乃曲玉五百
 人千頭等の語見え多し八百萬の多き乃形容語

ありて必ばし之を以て萬の數の千を幾個加
 厚する者と云ふ程は考ふべしなり

風俗

凡人生は欠く可なりと云ふは食物を過ぐば
 たりし食物無けむば身體成育する能はざるの
 ことありし身體は損耗を亦補ふべし能はざる其
 結果當り一身は生命を失ふ止むべしなり
 せし子孫乃繁殖を絶つべし至は故に今風俗乃事
 戒記を承り方先づ食物を筆を起さんといひ
 無智蒙昧ありて人口少は時代に在りて本邦

人も他邦人と等しく殆ん各人已可為よ乃に
 食を求め木を攀ちて果實を採り土を掘りて
 ハ草根を集め或ハ腕力を以て獸を捕へ或ハ石
 以て投じて鳥を斃し饑乏を食ひ飽けば寝ぬる
 有様なり遠き慮を無く日を送るゝあり然
 是が人民漸く多く食物に需用繁起り至り植物
 性此食物ハ自然の供給のみ依頼せざるを
 以て我悟り動物性の食物に從來の法を以て獲る
 能く迂濶を依り知る一方に於て種子を繁殖志
 る後日の計を為り至り次第に經驗を積みて土

を耕し肥料を施し等乃事を發明し一方に於て
 腕力に代ふる棍棒を以て石に代ふる
 弓矢を以て矢に代ふる至るしちん

神武天皇此時不在り耕作漁獵此術漸く開け
 分業乃法稍や緒に就ち各人食を獲るに
 奔走を依り乃風ハ大小減少せしむる食用に
 充つる品料ハ穀類果實鳥獸魚肉を主とせしむ
 る可く獸肉ハ後世食ひるを忌むるの志也
 天武天皇此時紀元一千三百六十年牛馬犬猿
 乃肉代食ふを禁じしを見れば其以前ハ鹿猪

兎此之ちるべ此等四種の獸肉も食ひしも乃、
 如く尤も神代の頃已に農耕も妨げられしとて牛
 馬を食ふことを禁せしれり此事阿婆等は是法を漸
 く弛みし者ありしべし
 人民未だ火の用を知らざる時、於ては植物動
 物凡て生食す所の他、亦道無と雖も一度火を發
 する事を知らず及んで帝の之を身成暖め暗
 を照らすに用ひ供するに及ぶべし食物を烹焙す
 るに應用志す種々の火食法を考出する也明の
 あり火の生ずるは自然の生ずる也果た偶然

木片を摩擦して生ずる也其基因する處知る
 小由ありと雖も伊勢の外宮に枇杷の錐檜の盤
 を以て火を生ずる事を傳ふるに因るは古代に
 造火具を木片の錐あり志事推知可なり古
 火乃用の紀元以前より已に有る土器の製造も
 亦然り既に火あり火に耐ゆる土器あり湯を
 沸かし食物を煮る法も起る粥を煮餅を作ふ法
 も生ぜしありん
 上古ハ木に葉を以て食物茂盛るる器を志之を
 曰ラテと云へり榘餅ハ此遺風なるを細葉乃

も此の枝の儘よく用ゐる事も有る事今柏
戎敷物や志々其上の菓子果實等を置く此等
乃遺風あるが如し

飲料は湯水能みり止まらぬ酒は用ゐる
之を造るる果實を以て造る事と云ふ米を以て
造る事あり沖繩は十三歳より十五歳に至
る女子口を清く米を嚼み吐き出さず酒を造る
事云へる是蓋し上古醸酒法の遺存なるものな
る可し

食物を煮食物を盛る或は飲料を蓄ふ事用ゐ
る多し土器は其始現今神社に用ゐる事かハテ今
近似せざる事ありみありし事可く神武天皇乃
時埴を取て造る事ありや云ふヒラカタクヅリ
等も此類ありしと思はる事と和泉に於ては後
世祝部と称する所乃土器を製出志近江に於て
乃アマノヒボコに隨て新羅より歸化せる者
子孫垂仁天皇乃時に至て新羅様は陶器を製出
せり土器は帝の食器のみに止まらず非は垂仁
天皇乃時より土を以て人馬其他の形を作して
墳墓の周圍に樹つ事興れり此時代乃土器

ハ何をも袖を施さば又祝部中乃少数を除けば
旋盤伐用るた。跡無たあり

衣服第一の用を寒暑を調志外来に傷害を防ぐ
不在る身體に諸部分を覆ふを主眼を本邦古
代衣服中主たるものを擧ぐまバ「ハカマ」を称し
る膚は著るは股引に如たを乃「コロモ」や稱して
其上部を蔽ひ其長け膝より及ぶに筒袖及び其上
に結ぶ「ヨビ」乃三種あり衣を右衽より「クシロ」或
ハ「タマキ」と名くは筒袖乃先きを手首の所ある
結び「アエヒ」や名くるをの伐以て「ハカマ」を足ふ

結び付け足すハ靴を穿ちあり

衣服第二は用を身邊を裝飾する愛敬尊崇を博
せんとするに在る此目的を達せんが為すハ附
屬品たる「クシロ」「アエヒ」に玉を貫た曲玉管玉切
子玉此類を以て胸部を飾り玉に玉石琢磨の術
興らざるは時代より植物の實動物の骨齒爪等を
以て裝飾品やせしあるを「クシロ」ハ牙爪を模造
品と思はる亞弗利加に「カフア」ハ現る金屬
を以る牙爪を模造し胸部を飾るとあり垂
仁天皇此時より作ら始めたる彼埴輪土偶より因る

考ふべきは婦女子亦耳輪を用ゐたるものあり
志と明きり古墳と堀出たる金銀環中より耳
輪と思はるるもの色有ふなり

男の髪を二束とし頭部を輪を作す之を「
ツラ」や云ひ女は主として髪を結ひて背後に長く垂
せしもの「ツラ」髪を纏ふ蔓を「ツラ」と稱し髪は
差支枝を「ツラ」と云つり古墳中より堀出たる瑠
璃玉の頭部を飾りたる用ゐるもの如し
既り鳥獸を殺し矢あり其肉を割る斧あり人
類互に争闘するも是等の具を用ゐるべし

進み「ツラ」ツラ「ツラ」カタナ等を使用するに至るは
通常は衣服の攻撃を防ぐに足らざるを悟り
終る護身の具を發明せしもの革或は金属を
以て身體を覆ふもの之を「ツラ」や云ひ木或は
革を以て製し手を持つて身を守るもの之を「ツラ」
「ツラ」や云ひ又神武天皇は時よ「ツラ」と稱
するもの兵器やせしものあり恐らく石棒の
類も「ツラ」蒙昧は民雨露風雪を陵ぐもの如何なる
不事をせしものか大樹に倚るも非ざる自ら
然る岩窟に隠れしもの「ツラ」共し其數は限あり

故小人口乃増殖はるに隨ひ人為を以て此等
 母擬するに至る處一 大樹を擬せば簡單たる小
 屋を得べく岩窟を擬せば粗造ある横穴を得可
 去「ツチクモ」の種屬は横穴を常居の所とせしむ
 如く本邦の賤民も或は同様して有志ある處に
 せや貴人も至るは只之を寢室に充つること有
 一乃とわく常は木造の家屋に住居しあり綏靖
 天皇此時又當り手研耳尊の大窖かほの中大牀に
 卧しを依とあり本邦諸地方に遺存ある横穴を
 決り貝塚成績人種を造るは依り乃非はと云

乃外未だ其性質を明言はるゝと能はざるは
 穴中一段高くある此所を云ふ大牀に比してなき
 構造ありぬのをも少くは依り建築の術進む
 小隨て寢室を山腹に穿つこと次第に減少して
 終に全く跡を絶つるに至るは石を以て築
 造せし塚穴を穴居の跡ありや云ふ人何れとん
 否らば何れも古墳石槨の前部破損せしむる
 如く木造の家屋の地を掘るは柱を樹て棟桁を
 藤葛よく結び固免屋根の萱を以て葺き上ふ力
 ツヲギツヲギや稱する木を并べ兩端に「ヒギ」或は「チギ」

日本通鑑 卷一
三十一
之稱は、又形は木を付け風雨乃為屋根の破損は家を防たせり屋根の下は天井ちく床は上は豊無志此等の制を新式を用ひる農家や舊式を守り神社とに就くは大概推知は、
穴居に在る土器上家屋に在るは板敷乃上は、或は獸皮を敷き之は座卧し絹布の貴は、時代は同様乃物を以て寢具を以て作るは、
此時代は於る高貴人は死するは、或は披乃棺に收め或は石棺に收め或は此上は直る土を盛る或は石槨を築き之を土に覆ひ塚とせ

至死體を棺に收め直る槨に卧せり是も如く如く服飾品を凡て身に着せり埋めしは、
皆へけれは多くは腐敗し今日に存するは、
此は玉石武器土器の類のなる仲哀天皇御陵の石槨は横三尺五寸長九尺は土製の人馬柱等を塚に周圍に樹つるは垂仁天皇乃時、
始は古墳の近傍に於て此類を獲ること今尚少志

結論

以上述る所は據る見ふは神武天皇の時

一若祭政一致の政府存せり而て此政府より天
 皇此時代より初より起る者ある其由來は
 予所必は遠く神代は在りし夫も上古淳
 朴乃民其君長の神智雄才人亦卓越し其
 之を敬畏去而して靈魂不死の思想を素より其
 腦裏に浸染し故に其君長死するは後其
 荒御魂和御魂を依然として幽冥界に皇民は
 安寧幸福を保護し悖逆不軌を懲罰し
 ち其靈威を敬慕志神意を奉戴せんことを力
 あり是神武天皇此時より此組織を立てられた

一若祭政一致の政府存せり而て此政府より天
 皇此時代より初より起る者ある其由來は
 予所必は遠く神代は在りし夫も上古淳
 朴乃民其君長の神智雄才人亦卓越し其
 之を敬畏去而して靈魂不死の思想を素より其
 腦裏に浸染し故に其君長死するは後其
 荒御魂和御魂を依然として幽冥界に皇民は
 安寧幸福を保護し悖逆不軌を懲罰し
 ち其靈威を敬慕志神意を奉戴せんことを力
 あり是神武天皇此時より此組織を立てられた

我皇室は百姓
 氏ありと古

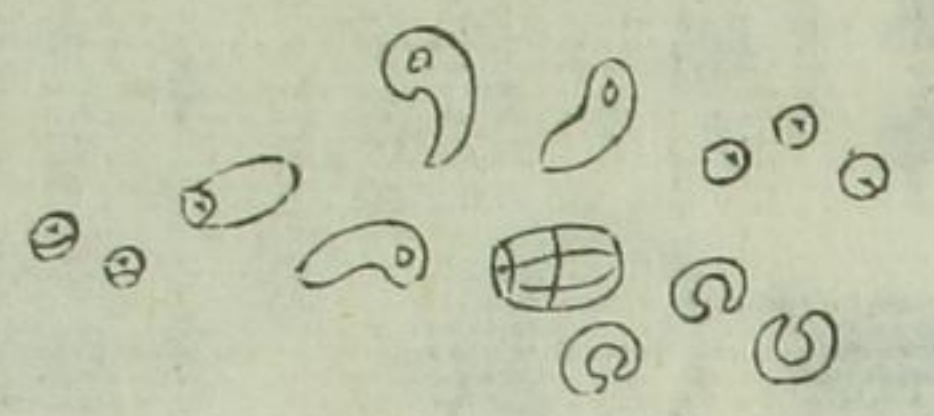
蓋し國民乃宗家ふして姓氏を以て辨別するの
必要なきを故あり亦以て皇室了特異な性質ある
るを知る

斯れ如く關係斯れ如き組織あり志を以て我純
粹たる日本人民ハ其一致力極め強く能く皇
室此命を奉志せりバ神武以後數代の間了
熊襲蝦夷諸土蛛の如き一致力乏しく人民を
率ね其跡を絶つふに至るのとありバ其衣食住
乃狀體より百般に技藝に至る迄當時の夷族ハ
超越し夫の夷族乃穴居土棲獵漁を以て其生活
の一途をたし敢て農工此何なる哉知らずや

比ひては幾ど雲壤の差ありしやより織る衣
耕して食ひ有無相換ふふが如き亦以て其一斑
を窺ふに足れり而して是れ皆ハ皇室に教導其
室に事を得る依か為し起り志とちを其の皇
室ハ威權を添へ民を志し益々奉戴の意を固
らしたるや疑ひあり今人或は曰く我國ハ歴
史を見よ西洋ハ歴史と大ハ其趣を異あり
殆んど皇室乃日乘り過ぎ本室とく之を西洋風
ルに倣ふと夫れ然らざるや我國上古
の開化ハ前述の如く率ね源を皇室に發し其歴

史ふ皇室乃日乗の如た體裁あり。固と怪む
 不足らざることちん斯乃如くありて因襲此久
 志多皇威此衰頽するに及びても尚且隱然勢力
 能存したるは後世亦至るに陸續徴はるるの事
 實ありて或人此詩より已稱日本則天皇也云ひ
 志が如く皇室ハ即ち國民乃鐘精也云て可なり
 んか免ふ角此一点を却て我日本國乃世界
 萬國乃卓絶せし所あり免此一点こそ我國民ハ
 幸福を及ぼすの良組織なり也

古墳
 掘出
 土器
 數種



曲玉管玉
 金環銀環
 等乃裝飾
 品數種



神功皇后
 此用為給
 ひし鑑



此所ニ集メ画ケルハ埴輪人形と
稱シテ殉死スル代々墳墓
此周圍ニ樹ツル物ナリ

此制乃止ミテ時
名詳カズレド

始ル垂仁天
皇の御代ニ

記載スル
時代乃服飾

を見ルニ足
可シ出所

ハ左如シ

- (イ) 上野群馬郡
- (ロ) 武蔵埼玉郡中條村
- (ハ) 同(三)不詳(ホ) 磐梨郡
- 本村(ニ) 武蔵比企郡大谷村(上) 同(五) 同
- (リ) 上野那波郡波志工村(又) 同(ル) 同



明治二十年六月三日版權免許
同年八月一日出版

著者

東京府平民

杉浦重剛

東京府小石川區久堅町
二十一番地

東京府士族

富士谷孝雄

東京府牛込區新小川町
三丁目十番地寄留

東京府士族

辰巳小二郎

東京府淺草區北區
六十番地

東京府平民

棚橋一郎

東京府芝區田村町
六番地

日本通鑑 卷一

同

出版人

發行所

静岡縣士族

坪井正五郎

東京府芝區西之保城山町
五番地寄留

東京府平民

棚橋一郎

東京府芝區田村町
六番地

哲學書院

東京府本郷區子町
一丁目十番地

同平八月一日出版
昭和二十六年六月三日發行

